

東広島市農業委員会令和7年9月（第9回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月29日（月）午後2時00分から午後2時52分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 育	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	16	大月 靖規
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	20	橋川 一則
22	高木 昭夫	23	高橋 久雄	24	住井 正美

- 4 欠席委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
15	高尾 昭臣	19	古本 啓之	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 18番 在間 輝昭 委員 20番 橋川 一則 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第46号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興
地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について（別紙1）

議案第47号 地域計画変更（案）に対する意見決定について（別紙2）

議案第48号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取
について

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第38号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第39号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	小 田 英 司
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 仁 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課課長	法 専 信 次 郎
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課	藤 森 翔 子
担い手支援係主任主事	高 田 純 司
担い手支援係主事	

議 長	それでは、これより9月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数24人中21名の出席をいただいているので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、18番在間委員、20番橘川委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。 会期は、令和7年9月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。
< 異議なし >	
議 長	それでは、会期は令和7年9月29日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 はじめに、議案第46号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
藤森主任主事	それでは、議案第46号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。 これより着席して説明させていただきます。 配付させていただいております議案第46号の別紙1をご覧ください。

藤森主任主事	<p>本案は、本年5月に受けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして、概要をご説明いたします。</p> <p>議案の2ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、分家住宅、共同住宅、駐車場、市街化区域への編入などを目的とした13件の申出等に基づき、16,844.07m²を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、府内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外可否の判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は4ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある13件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項や第10条第4項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、5ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことなどを目的とした3件の申出等に基づくもので、10,288.11m²を編入しようとするものでございます。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件も満たすことから、編入を認めたいと考えております。なお、今回の変更に際しては、用途区分変更の申出はございません。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては8ページに記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第46号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<全員挙手>	
議長	<p>全員賛成ですので、議案第46号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第47号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高田主事	<p>私からは、総会議案第47号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を説明させていただきます。</p> <p>このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。変更の目的と件数については、●●で農地法第5条による農地転用の申請に向けた変更が1件、●●で農地法第5条による農地転用の申請に向けた変更が1件となっております。</p> <p>地域計画に反映させた内容については、別紙2にある地域計画の変更（案）についてに記載のとおり、小谷地区の経営体の面積は59.8haから59.5haに変更となっております。中黒瀬地区については154m²の変更のため、地域計画上の経営面積には変更はありませんでした。地域計画変更の今後の流れとしては、10月中には変更の公告を行う予定でございます。</p>

高田主事	説明は以上です。よろしくお願ひいたします。
議長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	<なし>
議長	ほかにはないようですので、これより採決に入ります。 議案第47号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	<全員挙手>
議長	全員賛成ですので、議案第47号については、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第48号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 本案は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
高田主事	それでは、議案第48号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」をご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は、承認ではなくご意見をお伺いするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 この度の利用権設定については貸手と借手合わせて17件となっており、121,716m ² に対して利用権を設定するものでございます。 議案に係る説明は以上です。よろしくお願ひいたします。
議長	ただいま農林水産課から説明がありました。 この議案は、本日配付しております資料1の議案第48号関係の欄にありますように、久保委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。先に関係者分を審議することといたしますので、久保委員におかれましては、審議の間、退席をお願いします
	<久保伸司委員、退室>
議長	それでは、議案第48号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。 ご意見はございませんか。
	<なし>
議長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第48号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	<全員挙手>
議長	全員賛成ですので、議案第48号の事案のうち、関係者分については、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 それでは、関係委員の方は入室してください。
	<久保伸司委員、入室>
議長	続きまして、議案第48号の事案のうち、先ほど異議のない旨決定した事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。 ご意見はございませんか。
	<なし>
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。

議長	議案第48号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第48号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方は退席をお願いします。
	< 藤森主任主事、高田主事、退室 >
議長	次に、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	<p>議案説明の前におわびがございます。</p> <p>議案内の野線の一部が消えておりまして見えにくくなっています。面積等につきましては正規に記載されておりますが、以後このようなことがないようにいたしますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、総会議案の14ページをご覧ください。</p> <p>議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。</p> <p>今月は15件の申請がありました。申請地の田、畠別の筆数、面積の内訳につきましては、19ページに記載のとおりでございます。</p> <p>申請番号174-1でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、申請番号175-2でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、176-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、177-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の自営業の方でございます。これまで受人とともに耕作をしていたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を拠点とする予定となっております。申請地では、これまでの経験を基に水稻や季節野菜を作付する計画となっています。</p> <p>続きまして、178-5でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、179-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続きまして、180-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、181-8でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の自営業の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定です。申請地では、キュウリ、トマトなどの季節野菜や栗などの果樹を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、182-9でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p>

豊田主査	<p>続きまして、183-10でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、184-11でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、185-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、186-13でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、187-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、188-15でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、15件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、その他ご質問、ご意見はございませんか。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p>
	<p>議案第49号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<全員挙手>	
議長	<p>全員賛成ですので、議案第49号については、許可することに決定をいたします。</p>
	<p>次に、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>
	<p>事務局の説明を求めます。</p>
小田主査	<p>まず、5月総会において保留となった申請番号63-11から65-13について、申請者から取下願が提出され、受理いたしましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、総会議案の20ページをご覧ください。</p> <p>議案第50号について説明いたします。</p> <p>今月は35件の申請がございました。申請地の田、畠等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の33ページをご覧ください。</p> <p>それでは、147-1について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、148-2について説明いたします。</p> <p>駐車場への一時転用事案です。受人は、●●です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。このたび、小学校の長寿命化工事により学校敷地内の駐車場が使用できなくなつたため、教職員の臨時駐車場として令和12年9月28日まで転用しようとするものです。</p> <p>続いて、149-3、150-4は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明いた</p>

小田主査	<p>します。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、宅地建物取引業等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。本案件は、令和7年6月総会でご審議いただきましたが、計画面積を変更するため、令和7年8月28日付で申請の取下願が提出され、このたび改めて申請されたものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、151-5、152-6は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、宅地造成及び建物の建築等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、153-7について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。また、農振農用地からは令和7年7月9日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、154-8、155-9、156-10は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、建築工事業等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、157-11について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、建築工事等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。このたび、会社の資材置場とするため、令和9年8月31日まで一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書一時転用を行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、158-12について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、購入した居宅の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、159-13から164-18は事業者が同一であり、関連いたしますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。159-13から162-16は、●●の西に位置する第2種農地です。163-17、164-18は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、165-19について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、各種金属を材料とする加工、販売等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、業務用車両の駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、166-20について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、建設工事の請負等</p>
------	---

小田主査	<p>を営む会社です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび、残土、真砂土等の資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、167-21について説明いたします。</p> <p>境内地、駐車場、多目的広場への転用事案です。受人は、●●に事務所を置く寺院です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。このたび、寺院の境内地、駐車場及び多目的広場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、168-22について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、経営を予定している飲食店の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、169-23、170-24、171-25について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木建築工事の請負等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第3種農地です。このたび、●●で行う土地開発事業、造成事業の資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、172-26から181-35について説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、建築工事等の設計、施工等を営む会社です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。このたび、建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>以上、説明しました35件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や第1種農地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち、149-3、150-4、153-7から157-11、165-19、172-26から181-35までを意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第50号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<多数挙手>	
議長	<p>賛成多数ですので、議案第50号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告事項について事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第37号から報告第39号までは、東広島市農業委員会事務局規定第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第37号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届けの専決処分につい</p>

松下局長補佐	<p>て」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は6件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第38号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は10件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第39号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、日程5のその他に入ります。</p> <p>事務局からお願ひをします。</p>
合原主査	<p>私からは、資料3と資料4について説明させていただきます。</p> <p>まず、資料3をご覧ください。</p> <p>10月広報の24ページを抜粋したものでして、中段から下段にかけて農業委員会からのお知らせとして、農地の借手を探している人へ、農地を転用するときは許可が必要です、そして、農業者年金に加入しませんか、について広報に掲載して周知を図っております。</p> <p>次に、資料4をご覧ください。</p> <p>こちらは、来期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について11月広報に掲載する原稿です。現任の農業委員の皆様、そして推進委員の任期は令和8年5月31日までですでの、来期の委員に係る募集を始めます。募集人数ですが、現任の委員数と同じで、農業委員は24人、推進委員は59人です。農業委員は市全域として募集しまして、推進委員につきましては地区別に募集人数を定めての募集でして、その地区と募集人数は下段の表のとおりです。</p> <p>次に、推薦及び応募方法はこれまでどおりで、個人からの推薦申込、団体からの推薦申込、それから本人自身からの応募申込の3つです。続いて、推薦、応募期間は、令和7年11月4日火曜日から令和7年11月28日金曜日までです。申込書の提出先、問合せ先ですが、農業委員につきましては農林水産課、推進委員につきましては当事務局でございます。それから、募集要項、申込書は、農林水産課と当事務局、各支所及び出張所の窓口に設置するとともに、市ホームページにも掲載いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
木村局長	<p>それでは、私からは、先月、高木委員から本年5月総会に提出されました申請番号63-11から65-13の農地法第5条に係る質問書につきまして回答をさせていただきます。</p> <p>質問につきましては、8件ございました。1件ずつ回答をさせていただきたいと思います。なお、第5条の議案説明時にご報告をさせていただきましたとおり、本議案の申請につきましては今月9月17日に取下願が提出され、受理しております。</p> <p>それではまず、1件目でございます。</p> <p>農地改良ということで一時転用の申請が出ていますが、終了後営農を再開するのであれば4条申請ではないかとの質問でございますが、農地改良ということであれば農地法第4条での申請となります。</p> <p>続きまして、2件目でございます。</p> <p>営農再開が前提ならば、農地復元計画書及び誓約書を提出させるべきではないかとのご</p>

木村局長	<p>質問でございますが、令和7年6月総会においてご提案をいただきまして、令和7年8月申請分から提出をしていただいております。</p> <p>3件目、多額の税金が投入された基盤整備地なのに、改良の必要性があるのかとのご質問でございますが、農地利用の利便性向上のため改良が必要であると判断されれば、申請は可能でございます。</p> <p>4件目、3名の農業経営状況、農地改良後の農業経営はどうなっているのかとのご質問でございますが、申請が取下げられたため、個別の案件についての回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>5件目、10m近い崖の上に43mの土砂を盛る計画は無謀ではないのか。安全性の根拠となる計算書類等を示す必要があるのではとのご質問でございますが、安全性につきましては他法令で担保することとなっております。</p> <p>6件目、30m直下に水田、養鶏場があるが、同意が必要ではないのかとのご質問でございますが、農地法関連事務処理要領の審査項目にはございません。</p> <p>7件目、災害が発生したとき、盛土規制法では責任は農地所有者が負うとなっているが、所有者は知っているのかとのご質問でございますが、農地法関連事務処理要領の審査項目にはございません。</p> <p>8件目、国、県、市で許可できるとなると、今後他市町でも許可せざるを得ないと思うが、間違いないかとのご質問でございますが、本申請が取下げられたため、仮定での質問となるため、回答は差し控えさせていただきたいと思います。</p> <p>以上、高木委員からの質問に対する回答は以上でございます。</p>
高木委員	<p>ご回答ありがとうございました。</p> <p>取り下げるということですので、言ふことはありませんが、2つ目の質問で農地所有者の復元計画、誓約書というのは、今は必要になったと、提出を求めているということでおろしいですね。</p>
木村局長	高木委員のおっしゃるとおりでございます。
高木委員	<p>取り下されたのですが、この案件は地形の変更を伴っていますね。埋立完了時に元の耕作面積の約3分の1程度に減るのですよ。所有者の方が3名いらっしゃいます。ということになると、最終的に所有権を戻すときに耕作を、一時転用ですから耕作をするという前提条件があったはずなのですよ。すると、換地処分の原案を示して、その換地処分の承諾書、これをつけるといつじつまが合わないというふうに思います。私も土地改良区の理事長を29年やりましたので、換地処分は大変なことですが、これをしなくてはいけないというふうに思いますが、これを求める気持ちはありますでしょうか。</p>
松下局長補佐	換地処分について改良区のほうに重ねて確認の書類を提出する必要があるかということでございますが、手続について必要かどうか確認をさせていただきます。
高木委員	<p>普通、一時転用で農地改良をするということになると、自分の田んぼが3枚あって段差もそんなにないのだけど、1つにしたいということであれば、換地処分は必要ありませんが、複数の所有がおられるところを一時転用で農地改良をするということですから、当然に換地処分しないと全部今回の取り下された申請の中にも全面積がのり面の中に入るという人がいらっしゃるわけですから、それを農地改良というには換地処分をしない限りは理屈が通らないと思いますので、そのあたりはしっかりと検討していただきたいと思います。</p> <p>いろいろ質問しましたが、取り下されたということで議論にならなくなつたのですが、ある人から県に相談して、県にいろんなことを相談、質問をさせていただいておりました。最終的に取り下されたということありますと、その回答者の中には、いろいろと私も指摘しておりますが、その指摘内容を是正すれば許可できないような内容ではないという、何のことを指しているか分かりませんが、そういう文書もいただいております。そういうことで、一時転用についてはもっと厳密な審査をして、本当に許可する必要があるのかということを見極めていただきたいというふうに思います。特にこの取り下された案件については、多額の国費を投入して造成した農地、採草放牧地でありますが、これをなぜ改良しないといけないのかということです。改良の必要があるわけがないですよ。最初にそんなものを受け付けたのか、どうかしていると思います。一時転用というの</p>

高木委員	は、農地に戻すんですよ。戻す気がないとしか思えないですよ。ここでは個人名を言いませんが、もう一件の今、現に埋めているところは、全くこういうことは無視して行っております。農業委員会としてもっと厳正に厳しく対応していく姿勢が必要だというふうに思っておりますので、これからも監視を続けていきたいと思っております。よろしくお願ひします。 以上で終わります。
議長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
	<なし>
議長	ないようですので、委員の皆さんには長時間にわたりご審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、木原会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。
木原職務代理者	次回の10月総会は、10月29日水曜日午前10時から市役所3階303会議室で予定しておりますので、ご出席のほどお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、以上で9月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 18番 在間輝昭 委員 20番 橘川一則 委員